

## 議事要旨

会議名：南房総市公共交通空白地有償運送運営協議会

開催日時：令和5年2月15日（水）14：30～15：10

開催場所：南房総市三芳農村環境改善センター 2階大会議室

出席者：

委員10名（代理を含む）

平田委員（山口代理）、鈴木委員、青木委員、和田委員、渋谷委員、砂田委員、平野委員、大澤委員、嶋田委員、相川委員

申請団体（社会福祉法人南房総市社会福祉協議会）3名

加瀬事務局長、羽山地域福祉班長、内藤主事

事務局（南房総市保健福祉部高齢者支援課）3名

小林課長、目良課長補佐、渡辺主事

### （1）南房総市における交通空白地有償運送について（協議第1号）

○事務局より、資料5「南房総市における交通空白地有償運送の必要性について」及び資料6「交通空白地有償運送の実施状況」に基づき説明を行った。

（以下概要）

本市の特性として、半島性があり公共交通の展開に制限があること、人口減少が加速度的に進行していること、多くの都市機能を館山市や鴨川市に依存していること、運転免許の返納が十分進んでいないことが挙げられる。高齢者のうち車を持たない人や世帯状況等により日中に家族や親族の支援が得られにくい人、要介護・要支援認定者で外出に介助が必要な人、障害の程度により公共交通機関の利用においてハードルがある人等、顕在的あるいは潜在的な移動制約者の存在がある。

一方、鉄道や路線バスの利用者はいずれも減少又は横ばいとなっており、減便等の合理化が図られている。またタクシーは、廃業により市内では1社1営業所のみとなり、一部の地区において、即時的な配車が困難であるとみられている。その他、いわゆる介護タクシーと呼ばれる業態についても、多くが小規模事業所であることやヘルパー事業所の撤退によりサービス量は減少傾向とみられる。なお、本会議で取り扱う特定非営利活動法人等による交通空白地有償運送としては、市内では社会福祉法人南房総市社会福祉協議会の1者のみとなっており、ボランティア運転協力者による移送サービスとして実施され、安房郡市内を運行区域とした会員登録制で、原則として運行の5日前までに申し込むこととされている。直近3年間をみると、新型コロナウイルスの影響により輸送延べ回数は減少傾向となっているが、令和4年度のタクシー事業者撤退の際には、該当地区において新規に10人程度の利用申請があったところである。

市の外出支援事業としては、バス券とタクシー券を交付している。受給者数は主に高齢者のタクシー券において増加傾向がみられる。バス停やタクシー営業所の位置により事業の恩恵が得にくい地区があるほか、障害者向けには介護タクシーによる輸送となるが、市

内事業者が少なく申請率や利用率が低いことが課題となっている。以上を踏まえ、人口減少に伴う厳しい交通状況と、人口減少の中にあっても高い割合を占める移動制約者の存在が明らかになっていること、将来的に住民輸送の実質的確保が困難となる可能性が見通されることから、既存公共交通との適切な役割分担のもとに、引き続き非営利活動法人等による交通空白地有償運送の輸送サービスに取り組む必要がある。

○質疑において、民間バス・タクシー事業に関わる委員から、次の意見があった。

- ・市のバス助成券等の取組みを今後も続けてもらえると、市民もお出かけしやすいのかなと感じる。
- ・タクシー事業者として、廃業になってしまったエリアをカバーできるよう努力しているが、要員不足等の理由により難しい面もある。交通空白地有償運送の制度を活用した市民の方の移動の確保については、引き続き取り組んでいただきたい。

○その他質疑等なし、議題は承認された。

## (2) 登録申請団体の更新登録の申請（案）について（協議第2号）

○申請団体である社会福祉法人南房総市社会福祉協議会からより、資料7「自家用有償旅客運送の更新登録の申請（案）」に基づき説明を行った。

（以下概要）

令和5年3月26日をもって現在の登録有効期間が終了となることから、更新登録の申請を行うもの。市内7地区にある社会福祉協議会の各福祉サポートセンターを拠点に引き続き実施していく。協力者との契約車両は現在23台、協力者の数は富浦地区7名、富山地区8名、三芳地区6名、白浜地区9名、千倉地区15名、丸山地区6名、和田地区9名、そして職員16名加え、計75名を予定。利用者の数は富浦地区17名、富山地区19名、三芳地区10名、白浜地区30名、千倉地区38名、丸山地区22名、和田地区16名、計152名。また今回、利便性向上を図るため、従来は同居家族が自家用車を所有している場合は対象外としていたものを、本人が自家用車を所有していない又は免許返納を返納している場合は、回数制限を設けたうえで対象としていくよう運用上の見直しを図る。利用登録時や年度更新時において、本人の生活の状況及び車の保有状況を訪問調査により実施しており、バスやタクシーが利用可能と思われる場合はその利用や市の助成事業を勧奨するなど、公共交通機関への過度の圧迫とならないよう引き続き留意をしながら取り組む。変更が認められた際は、実施規程に含まれる申請書類の一部について様式の変更を行う予定である。ボランティアの協力を得ながら、運転協力者講習やフォローアップ講習等を通じて、引き続き安全安心なサービス提供に努める。

○質疑において、住民代表の委員（欠席）から預かった以下の意見を事務局から紹介した。

- ・世帯での車の有無によらず使えるようにするという事で、実際に支援を求める人の目線に立った見直しと理解し、賛成する。私自身、通院でのボランティア移送を使うことが多いですが、いつもボランティアの人に親切にさせていただいており、ありがたい。

○その他質疑等なし、議題は承認された。